

南会津地域の魅力満喫モニターツアー一造成等業務委託仕様書（案）

1 本仕様書について

本仕様書は、委託者「福島県」が受託者〇〇〇に委託する南会津地域の魅力満喫モニターツアー一造成等業務（以下、「本事業」という。）を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めることとする。

2 委託業務の名称

南会津地域の魅力満喫モニターツアー一造成等業務

3 本事業の目的

南会津地域の豊かな自然や伝統文化、食など、多様な資源を観光コンテンツとして磨き、活用することで、地域ならではの魅力を発信し、誘客促進と消費拡大、さらには地域経済の循環につなげるため、関東圏在住者をターゲットとしてモニターツアーを実施する。

4 契約期間

委託契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

5 業務の内容

受託者は、モニターツアーの企画、モニターの募集、ツアー運営及びツアーの検証等を一元的に行うこと。

また、企画等にあたっては「観光ビジョン」及び「令和5年度観光動態WEB調査」を熟知したうえで企画等を行うこと。

- ・観光ビジョン：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01250a/kankousinkou-vision.html>
- ・WEB調査：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01250a/r5webtyousa.html>

(1) モニターツアーの実施概要

ア 実施回数・時期

(ア) モニターツアーは季節を変えて2回実施すること。9月までに1回、11月までに1回は開催すること。

(イ) モニターツアーは、1泊2日または2泊3日の行程で実施すること。同一内容のツアーを2回実施することは認めない。

イ 参加者

(ア) メインターゲットは、関東圏在住の20代～40代とする。

(イ) モニターは以下の条件を満たす者とする。

- ・モニターツアー中の撮影等（動画、写真等）に対応いただける方
- ・撮影された動画、写真等について、外部への報告資料、ウェブサイト

等への掲載を了承いただける方

- ・本ツアーに関するアンケートにお答えいただける方
- ・SNS等の自身のアカウントを利用し、ツアー内容を情報発信いただける方

ウ 参加人数

各回10人程度とする。

エ 参加料金

ツアーの内容に応じて適切な参加料を設定し、参加者から徴収すること。
なお、参加料はあらかじめ充当先の費用を決め、本事業に充当すること。

(2) モニターツアーの企画

ア モニターに対し旅の非日常体験等による充実感や、本地域の魅力を最大限に引き出すことができるモニターツアーの企画を行うこと。

イ ツアー毎にテーマを設定し、地域に根差したストーリーや独自性を有していること。また、旅行ニーズ等を考慮した内容とすること。

ウ 本地域の自然、食、伝統、体験などの地域資源を観光コンテンツとして磨き上げ、ツアーに組み込むこと。また、個々の観光コンテンツの掛け合わせなどにより、地域内の周遊性を高めること。南会津ならではの「食」と「体験」は必ず組み込むこと。

(コンテンツ及び掛け合わせ例)

SUP体験×林業体験×テントサウナ、ヨガ体験×アロマ×星空×温泉、
農畜産物収穫体験×郷土料理×酒、和装体験×カメラ×自然、発酵×絶景
※例には「食」のコンテンツを明示していないが、企画にあたっては必ず組み込むこと。

エ 宿泊のほか、買い物や飲食、体験等により当地域内での参加者の消費行動を促進できる内容とし、できるだけ多くの事業者にも利益を還元できるよう配慮すること。

オ 訪問先と調整し、受託者において確実に送客できる旅行内容とすること。

(3) モニターの募集

ア モニター募集は受託者が行うこと。

イ 受託者は、自社ウェブサイトやその他独自のノウハウを活用し、設定したテーマ等への興味関心層に直接的なアプローチを行うなど、効果的な手段で集客すること。

ウ ツアー参加者募集の際は、福島県南会津地方振興局主催のモニターツアーであることを明記し、アンケート等への協力が必要であることを示すこと。

(4) モニターツアーの催行

ア ツアー実施に係る宿泊、食事、体験等一切の手記、調整、運営を行い、本事業に関するトラブルの対応及び苦情等の対応を行うこと。

イ ツアー参加者の安全確保のため、ツアー訪問先等の現地確認やコンテンツ、ルート等に関する安全対策を行うこと。

ウ 受託者は、参加者を旅行保険に加入させること。

(5) モニターツアーの検証

ア ツアー参加者に対して、ツアー内容等に対する評価を得るためのアンケートを実施すること。

イ アンケート結果やモニターツアーの内容、集客、催行面など様々な視点から検証し、今後の展開案を提案すること。

(6) その他

ア 体験コンテンツやモニターツアー等を写真、動画撮影すること。集客等につなげるため、本素材を活用した情報発信を行うこと。

イ モニターツアーの具体的な実施内容やアンケートの実施方法等については、委託者と受託者の協議により決定する。

ウ その他事業目的達成のために効果的な取組があれば、提案すること。

6 委託対象経費

委託料に含まれる経費は以下のとおりとする。

- (1) 受託事業運営スタッフ賃金
- (2) ツアー訪問・体験先との調整に係る経費
- (3) ツアーのプロモーションに係る経費
- (4) ツアー同行スタッフの交通費、宿泊費及び食費
- (5) 体験講師及びガイド等への謝金及び旅費
- (6) 参加者への配布資料の作成経費（ツアー用の訪問・体験先紹介資料等）
- (7) 分析や報告書作成等に係る経費
- (8) 事業管理費
- (9) 消費税及び地方消費税相当額
- (10) その他事業目的を達成するために有効と考えられる取り組みに係る経費

7 提出書類及び成果品

(1) 事業開始直後

ア 委託業務着手届（様式第1号）

イ 仕様書に基づく事業実施概要及び業務工程表（任意様式）

ウ 責任者・担当者一覧（任意様式）

(2) 事業完了後

ア 委託業務完了届（様式第2号）

イ 収支報告書（任意様式）

ウ 事業実施報告書（任意様式）

エ 課題等分析報告書（任意様式）

- オ モニターツアー参加者一覧及び参加者アンケート集計結果（任意様式）
- カ モニターツアー記録写真等の電子データ
- キ その他業務に係る制作物一式

8 その他

（1）個人情報の取り扱い

本仕様書に基づく事業を実施するに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

（2）機密の保持

受託者は、本事業（事業の一部を再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本事業に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（3）第三者の権利侵害

本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。

この場合、委託者は紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を乙に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

（4）再委託の制限

受託者は、本事業の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができるものとする。

（5）疑義に関する協議等

本仕様書に記載がない事項については、関係諸法令及び福島県財務規則によるものとするが、疑義が生じた場合には、その都度、委託者と協議するものとする。その他、本仕様書に記載がない細部については、担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

（6）感染症拡大の場合の留意事項

感染症の拡大等により、事業の実施が困難な場合には、随時、委託者と協議の上、事業内容の変更に柔軟に対応すること。

（7）その他

参加者宿泊費等について、国や県等の交付金、補助金、助成金との併給はできないものとする。